

令和2年3月18日

〇〇 様

## 特定生産緑地指定手続開始のお知らせ

### 特定生産緑地の指定手続を令和2年4月から開始します。

あなたが所有する生産緑地地区は、まもなく生産緑地法第10条による申出基準日（生産緑地の都市計画決定告示から30年）を迎えます。

特定生産緑地の指定を希望する方は、記入例を参考に、特定生産緑地指定意向確認書類一式に必要な事項を記入の上、添付書類を添えて、鎌倉市役所都市計画課までご提出ください。

提出期限：令和4年3月31日

締切日を過ぎると特定生産緑地の指定ができなくなりますので、早めの準備をお願いします。

#### 【書類一式】

資料1 特定生産緑地指定手続開始のお知らせ

資料2 特定生産緑地指定相談事前チェックシート

資料3～4 ご案内資料

資料5～7 特定生産緑地指定意向確認書類一式

資料8～11 特定生産緑地指定意向確認書類一式 記入例

資料12～13 特定生産緑地の指定を希望しない旨の確認書類一式

資料14～16 特定生産緑地の指定を希望しない旨の確認書類一式 記入例

特定生産緑地指定意向がある方は、記入例を確認の上、

**資料2、資料5～7及び添付資料一式**をご提出ください。

特定生産緑地指定意向が無い方は、記入例を確認の上、

**資料12～13及び添付書類一式**をご提出ください。

#### 【お問い合わせ先】

鎌倉市 まちづくり計画部 都市計画課

〒248-8686 鎌倉市御成町18番10号

TEL:0467-61-3408 (直通)

E-mail: cityplan@city.kamakura.kanagawa.jp

↪お持ちの生産緑地地区の情報は裏面に記載

番号	所在	地番	決定面積(m <sup>2</sup> )	生産緑地指定日	申出基準日
○	鎌倉市○○	500-1	2000	平成4年11月13日	令和4年11月13日
		501-1		平成4年11月13日	令和4年11月13日
		502		平成4年11月13日	令和4年11月13日
		503		平成4年11月13日	令和4年11月13日
		504		平成4年11月13日	令和4年11月13日
		505		平成13年12月25日	令和13年12月25日

この表は、あなたがお持ちの生産緑地地区の一覧です。  
 今回、特定生産緑地指定手続の対象となる生産緑地地区は白抜き部分です。  
 網掛け部分については、手続開始期間になりましたら、改めてご案内いたします。